

都医療券をお持ちの

ぜん息 患者のみなさまへ

平成30年4月1日から

一部

自己負担

が生じます

一部自己負担が生じるのは、  
生年月日が平成9年4月1日以前の方です。



自己負担導入までの流れ

誕生日が平成9年  
4月1日以前の方

誕生日が平成9年  
4月2日以降の方

平成30年3月31日まで

○対象疾病の医療費（保険診療の窓口支払額）全額を助成

○医療券の色  
みどり色

○対象疾病の医療費（保険診療の窓口負担額）全額を助成（18歳の誕生日の属する月の末日まで）

○医療券の色  
みどり色

平成30年4月1日

○対象疾病の医療費（保険診療の窓口支払額）月額のうち6,000円を超える部分を助成

○医療券の色  
もも色

有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり、医療費の助成が受けられなくなります。18歳以上の方の新規申請の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

制度に関するお問合せ先は、  
東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課  
TEL 03-5320-4492

（受付時間：月曜から金曜日 午前9時から午後5時）  
ただし、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

制度に関する情報は、以下のホームページでも御案内しています。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo\\_eisei/taiki/iryohi/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/kankyo_eisei/taiki/iryohi/index.html)  
詳細はこちらで

大気汚染医療費助成制度

検索



※ PC サイト

お住まいの区市町村窓口でも  
御案内しています。

東京都大気汚染医療費助成制度

平成29年10月発行

登録番号 (29) 28

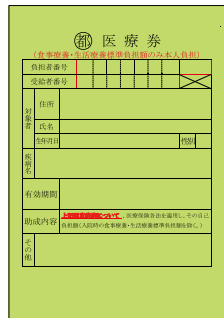
編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

印刷 宮嶋印刷株式会社

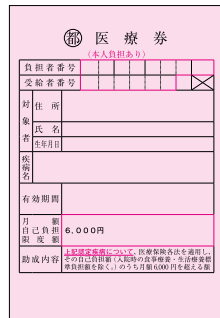
# 平成30年4月1日から、一部自己負担が生じます。

対象となる方	現在、認定を受けて医療券をお持ちの方のうち、 <b>生年月日が平成9年4月1日以前の方</b>			
助成の内容	対象疾病の医療費（保険診療の窓口支払額）月額のうち、自己負担限度額を超える部分を助成します。※入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額は除きます。			
月額自己負担限度額	6,000円（月額）			
適用の方法	<p>同じ月に払った医療費（入院・外来・薬局）を全て合算し、6,000円（自己負担限度額）を超える部分を助成します。</p> <p><b>【例】</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">4月17日 A病院 3,500円</td> <td style="text-align: center;">4月24日 B病院 2,000円</td> <td style="text-align: center;">4月24日 C薬局 3,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">← 6,000円まで自己負担 →   ← 助成(2,500円) →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 200px; width: fit-content;"> <p>4月24日のB病院までで5,500円の自己負担額を支払っているため、4月24日のC薬局では500円のみ支払いとなります。</p> </div>	4月17日 A病院 3,500円	4月24日 B病院 2,000円	4月24日 C薬局 3,000円
4月17日 A病院 3,500円	4月24日 B病院 2,000円	4月24日 C薬局 3,000円		
制度の利用方法	<p>健康保険証（高齢受給者証等のある方はその証も添えて）と一緒に<b>（都）医療券と自己負担限度額管理票※</b>を各医療機関等（病院、診療所、薬局）の窓口で必ず提示してください。</p> <p>※自己負担限度額管理票は、1か月あたりの負担額が限度額に達しているかどうかを管理するものです。 各医療機関等（病院、診療所、薬局）が医療費の窓口支払額を管理票に記載することで、同じ月に払った医療費の窓口支払額の合計額を管理します。</p> <p>※自己負担限度額管理票は、平成30年4月1日から使用できる医療券と併せて送付されます。</p>			

平成30年3月31日まで  
みどり色の医療券



平成30年4月1日から  
もも色の医療券 +



自己負担限度額管理票

年 月 診療分		月額自己負担限度額 6,000円		
【A欄】 下記のとおり月額自己負担限度額に達しました。				
確認日	日付	医療機関名	確認印	
	月 日			
【B欄】 下記のとおり月額自己負担額を徴収しました。				
確認日	日付	医療機関名	自己負担額	自己負担割合
	月 日			
	月 日			
	月 日			

平成30年4月1日から、医療機関受診時はもも色の「（都）医療券」と「自己負担限度額管理票」を窓口で必ず提示してください。